

敦賀市いじめ防止基本方針

平成27年9月

平成29年9月1日 改定

平成31年2月18日 改定

令和7年4月1日 改定

敦賀市教育委員会

敦賀市いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。本市は、法に則り、いじめは絶対に許されない行為であるとの認識に立ち、いじめ対策に取り組みます。学校は、いじめを生じさせないよう学校・学級経営に努める一方で、いじめはどの学校や子どもにも起こり得るものであるという認識のもと、適切に早期発見や早期対応ができるよう、教職員一人一人の認識を深めていきます。いじめが生じた際は、全教職員が毅然とした姿勢で対応し、被害者を徹底的に守り抜き、全ての児童生徒が安全で安心して生活できる環境を守ることを最優先とします。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものです。

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人に育てることを重視します。
- すべての児童生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- 児童生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、市、教育委員会、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

- 「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的施策

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

- 教員は、ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童生徒同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。

- 教員は、発達障害等のある児童生徒がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。
- 校長は、人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童生徒が生命や人権を大切にする心を育てます。
- 校長は、集団宿泊体験や職場体験、ボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童生徒が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。
- 校長は、道徳教育を推進し、児童生徒に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、児童生徒が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさや育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。
- 敦賀市教育委員会は、幼保小接続を推進する中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組みを促します。

(2) 学校いじめ防止基本方針

- 校長は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に係る基本的な方針を定めます。
- 校長は、「誰もが安心・安全に過ごせる学校づくり」を推進するために、学校経営方針に「いじめは絶対に許されない行為である」ことを明記します。
- 校長は、いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

- 教員は、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業のあり方を常に研究し、児童生徒が楽しく学べる教育に努めます。
- 教員は、児童生徒の悩みや不安に耳を傾けながら、ストレスに適切に対処できるよう支援します。
- 校長は、教員に対して、いじめに関する研修会を開催し、いじめに対する理解を深め、対応力や指導力の向上を図ります。
- 校長は、規律や秩序の確立を通して、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることがないように、児童生徒の心の居場所をつくることに心掛けます。
- 校長は、学級・学校風土を整えるために、全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導を推進します。
- 校長は、学級活動や児童会（生徒会）活動等を活用して、児童生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

- 校長は、学校いじめ防止基本方針について、児童生徒および保護者、地域の理解を深める機会（全校集会、保護者懇談会等での説明、学校ホームページへの公開など）を設定します。
- 校長は、児童生徒が、自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、児童生徒や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努めます。
- 校長は、特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的にを行います。
- 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、情報モラルに関する教育を推進し、教員の研修の充実を図ります。
- 教育委員会は、学校の管理職や生徒指導関係教員、教育相談等に携わる外部人材を対象とした研修会や事例検討会を定期的に開催し、いじめ問題について正しい理解を図り、いじめの防止等のための資質能力の向上を図ります。

(4) いじめの早期発見

- 教員は、いじめを見逃ごしたり見逃したりしないよう、日々児童生徒の心の状態を把握することに努め、表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、早期にいじめを発見するよう努めます。
- 校長は、児童生徒を対象とした生活アンケート調査や個別面談等を定期的かつ計画的に実施して、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。
- 校長は、児童生徒がいつでも誰にでも相談できる相談窓口を、児童生徒および保護者に対して周知します。
- より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや子ども会等の地域の関係団体との連携を促進し、放課後子どもクラブやスポーツ少年団等と子どもの状況に関する情報を共有するなど、校長が主体となって、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築します。
- 教育委員会は、スクールカウンセラーを効果的に配置し、スクールソーシャルワーカーを必要に応じて派遣することで、児童生徒および保護者を支援し、児童生徒の悩みや不安をいつでも気軽に相談できる体制を整えます。
- 教育委員会は、電話・面接による教育相談の機会など、多様な相談窓口を確保し、児童生徒や保護者の利用を促します。

(5) いじめの事案対処

- 教員は、いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた児童生徒を徹底的に守り抜く方針のもと、安全で安心して生活できる環境づくりを最優先とするとともに、速やかに管理職に報告し、組織的な対応につなげます。
- 校長は、いじめの疑いがある報告を受けた場合には、速やかにいじめ対策委員会を開催し、

事実関係の確認を行います。

- 校長は、いじめ対策委員会でいじめを認知した場合は、強いリーダーシップを発揮し、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して当該事案への対応策を指示し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。
- 校長は、いじめ対策委員会を開催した際の記録や、いじめ対応サポート班により児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、市の規定に基づき5年間保存します。
- 校長は、直ちに、スクールカウンセラーと連携して、いじめを受けたあるいは報告した児童生徒の心のケアを行い、安心・安全を感じられる環境下で学習する権利を保障するとともに、医療的支援を必要とすると判断した場合、保護者の同意のもと教育委員会へ申請します。
- いじめたとされる児童生徒に対して事実確認を行い、個別指導の指針となる「育成プラン」を作成し、継続的な指導を行うとともに、いじめ防止対策推進法第23条による必要な措置の実施、状況に応じて、第25条による懲戒、第26条による出席停止の要請を検討します。
- 校長は、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきもの（児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなもの）が含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。
- 教育委員会および校長は、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家や、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生委員児童委員等との連携を進めます。
- 教育委員会が、いじめに関する相談を受けた場合は、被害児童生徒が在籍する校長に迅速な対応を求めるとともに、必要に応じて、警察や児童相談所等と連携して適切な措置をとります。
- 教育委員会は、「対応支援チーム」を組織し、校長からいじめの報告を受けた場合は、学校に対し必要な支援を行うとともに、必要な措置を講ずることを指示し、自らが必要な調査を行います。
- 教育委員会は、校長からいじめの被害を受けた児童生徒に対して、医療的支援の申請があった場合、必要性を判断し市立敦賀病院へ初診受入を依頼します。
- 教育委員会は、校長からいじめ防止対策推進法第26条による出席停止の要請があった場合、市の規定に基づき適用を検討します。

(6) いじめの解消

- いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめの行為（心理的又は物理的な影響を与える行為等）が止んでいる状

態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、校長の判断により、より長期の期間を設定します。校長は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視します。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることであり、校長は、被害児童生徒本人およびその保護者に対し、面接等により確認します。

校長は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通します。

「いじめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害児童生徒への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。

上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、校長は、被害・加害児童生徒については、日常的に注意深く観察するとともに、定期的に面談を行います。

(7) いじめによる重大事態への対処

- 校長は、いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等の重大事態に発展するおそれがあると判断した段階で、直ちに教育委員会へ報告するとともに、「いじめ対策委員会」において、いじめ事案の実態等を調査します。
- 教育委員会は、直ちに「対応支援チーム」を学校に派遣し、事態を把握するとともに適切な指導・支援を行います。
- 教育委員会は、校長から「いじめ重大事態発生」の報告を受けた場合には、事態発生について市長へ報告するとともに、県教育委員会を通じて国へ報告します。
- 教育委員会は、重大事態が発生した場合、調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。
- 教育委員会は、いじめ防止対策推進法第14条3項に基づいて設置される附属機関を、重大事態調査を行うための組織とすることも考えられるため、「敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例」により、直ちに調査を行うことのできる体制をあらかじめ整えます。
- 教育委員会および校長は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に提供します。
- 教育委員会は、調査結果について市長に報告するとともに、県教育委員会を通じて国へ報告します。
- 教育委員会は、調査結果に基づき、必要と認める場合には、「対応支援チーム」の派遣による重点的な支援を行います。
- 市長は、重大事態に係る調査結果の報告を受け、緊急に「総合教育会議」を招集するなどし

て、再調査の必要性を判断します。

- 市長および教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限および責任において、当該調査に係る重大事態への対処または同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

4 いじめの防止等のための組織の設置および関係機関等の連携

(1) いじめの防止等のための組織の設置等

- 校長は、いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等の教職員およびスクールカウンセラー等の専門的な知識を有する者で構成する「いじめ対策委員会」を常設し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応についての指導方針を定期的に協議します。
- 教育委員会は、いじめの実態やいじめ防止等に関する学校での取組状況等を定期的に調査・検証し、その成果の普及を図ります。

(2) 家庭、地域、関係機関との連携

- 校長は、いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等と協議する機会を設け、家庭や地域と連携しいじめ対策を推進します。
- 校長は、警察や児童相談所等との円滑な連携を図るため、関係機関等との情報交換を緊密に進めます。
- 教育委員会は、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ問題に対して関係機関との更なる連携を図ります。

(3) 学校相互間の連携協力

- 校長は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようにするため、日ごろから学校相互間の連携協力体制を整備します。